

令和7年度第4回日野市公契約審議会議事概要

開催日時場所	令和8年3月5日(木) 午後6時00分～午後7時30分 日野市役所2階 職員休憩室
出席委員	<p>会 長： 西浦 定継 (学識経験者 / 明星大学建築学部教授)</p> <p>副会長： 鈴木 麗加 (学識経験者 / 国立あさひ法律事務所)</p> <p>委 員： 秋間 芳行 (事業者団体関係者 / 日野市商工会理事)</p> <p>委 員： 田辺 真樹 (労働者団体関係者 / 全建総連東京都連日野地区協議会)</p> <p>委 員： 伊羅胡 和哉 (労働者団体関係者 / 連合三多摩ブロック地域協議会南多摩地区協議会)</p>
<p>【次第】</p> <p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>(1) 令和8年度労働報酬下限額(工事)について</p> <p>(2) 令和8年度公契約条例の手引きについて</p> <p>(3) 令和7年度対象案件の運用状況(工事・委託)について</p> <p>(4) 公契約条例アンケート結果(工事)について</p> <p>(5) 指定管理制度導入に向けた進捗状況について</p> <p>3. その他</p> <p>4. 閉会</p>	
<p>2. 議事</p> <p>(1) 令和8年度労働報酬下限(工事)について</p>	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省から示された令和8年3月から適用される公共工事設計労務単価及び令和8年度労働報酬下限額試算資料についての説明。 ・公表された公共工事設計労務単価において、単価設定のなかった屋根ふき工、建具工、建築ブロック工の単価算出方法についてご意見を伺いたい。 ・また、単価については、例年公共工事設計労務単価の85%を乗じて日野市の労働報酬下限額を算出しているが、それについても意見を伺いたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省の資料の中で示されている「事業主が支払う人件費(必要経費)」について、これまで41%であったのに対し、48%になったことが大きな変化である。 ・この必要経費を何とかいきわたらせることができないかという議論をしており、引続き重要な観点だと思う。 ・労働報酬下限額は現状維持で良い。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の落札率は以前と比較し高くなっており、90%後半を推移している。 ・落札率が低いと労働報酬下限額を検討する議論もあるかと思うが、落札率が高い水準となっているので、令和8年度の労働報酬下限額は、これまで通り85%で進めていく形で問題ないと思う。

委員	・資材が高騰している側面があるので、落札率が高くなるのは仕方がない部分があることも理解していただきたい。
委員	・今年度、物価高騰などに対するスライド条項適用案件が何件あったか、提示して欲しい。
事務局	・スライド条項適用案件は複数あったことは確実だが、具体的な案件は、資料が無いためこの場では提示ができない。
委員	・近隣市は、今年度の設計労務単価に90%を乗じるケースもある中で、日野市は最新の単価に対して85%を乗じて単価を算出しており、近隣市と単価の比較をしても、金額の差はほとんど無く、今までと同じ85%で問題ないと感じる。
委員長	・委員の意見も踏まえて、令和8年度の工事の労働報酬下限額は、これまで通り、公共工事設計労務単価に85%を乗じた金額とすることで決定とする。
(2) 令和8年度公契約条例の手引きについて	
事務局	・変更箇所について説明、主に指定管理協定の追加に伴う修正及び令和8年度労働報酬下限額の更新について説明。
委員	・手引き8ページで説明している複数年契約の労働報酬下限額の最新年度の適用の件について、指定管理者の事業者に向けては、公契約の手引きの中で詳しく載せ、周知していくという想定か。
事務局	・公契約条例の対象であることや最新の労働報酬下限額の適用となることは、指定管理の公募時に募集要領等の中で提示する予定、また、指定管理のガイドラインにも記載していくため、まずはそこで周知する形となる。
委員	・指定管理の協定を締結をする上で、毎年最新の労働報酬下限額を適用するという事を知らせた上で進めていくという認識でよいか。
事務局	・その認識で間違いない。
(3) 令和7年度対象案件の運用状況（工事・委託）について	
事務局	・資料に基づき労務台帳の提出状況を説明。1者労務台帳の提出が間に合わなかった事業者の分は、次回審議会に持ち越す形とする。
委員	・委託の学校給食の業者が労働報酬下限額に近い賃金が多く見られた。 ・事業者にとっては、労働報酬下限額を設定することで厳しい状況もあるのかなと感じている。 ・一方で、23区の方は労働報酬下限額の金額が高いところが多く、1,300円以上に設定している自治体が増えてきており、23区はさらに高い賃金の支払いが実施されていることも事実としてある。 ・学童の委託は賃金の上昇がみられるが、学校給食は低い状態にあるので今後も注視していきたい。
(4) 公契約条例アンケート結果（工事）について	
事務局	・資料に基づき事業者向けアンケート結果を説明。
委員	・アンケートの対象事業者6者については、どの業者を対象にしたのか。
事務局	・アンケート調査した時期が10月であり、その時期に公契約条例の対象工事が6件だった為、6者を対象にアンケートを実施した。

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート対象事業者について、対象者及び回答者が少なく感じる。 ・ 受注業者は元請けの他に関係会社として多くの業者が関わっている。 ・ 次回アンケートの際には、全受注関係業者から意見を聞く形にしてほしい。 ・ 元請けから下請けにお願いする形だと本音を書きにくいと思うので、返信用封筒を入れる等、生の声が聞ける形にしてほしい。 ・ また、アンケート項目の中にあった、「労務台帳を廃止して署名の形にする」という設問で賛成があったのは良かった点である。 ・ 公契約検討会の中で、まずは1億円から初めて3,000万円を対象にするかという意見も出ていた中で、その形にできるよう検討していかなければならないと感じている。 ・ 当時の委員が言っていたが、「大きい工事はJV等で市外からも事業者が一定入って来る。そうすると、1億円以下の市内事業者中心の工事現場の方が労働報酬が低い」という事態が発生しやすく、市内業者の技能者育成に寄与しにくくなってしまうので、その対策としても、公契約条例の対象金額を広げるべきだという意見が以前あり、私も同様の意見だ。 ・ また、担い手三法の改正で見積もりでの労務費の明示も含め、労務費の基準が明確化された。 ・ 次回アンケートに入れて欲しい項目、受注関係者（下請け事業者）向けとして、「建設労働者の雇用に伴う必要経費がきちんともらえているか」（注※法定福利費を含めたもの。参考値は労務費の48%）という点を確認してもらいたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ どれくらい下請け企業があるものなのか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の台帳からも確認できるが、他県から下請けで入っている企業がある。 ・ 施工体制台帳上で確認できる下請け企業を対象とする形で進める方向性で良いと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケートの対象を広げた場合に、今回のアンケートの項目について、そのまま適用できるのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回のアンケートは、元請けを対象としたアンケートの項目の為、そのままでは適用できない部分があると思う。 ・ また、アンケートの対象を広げるとしても、何を目的にアンケートを実施するのかということを明確にした上で実施する方向で進めたい。 ・ 元請けの方については市として接点があるが、下請け企業との接点はない中でどのような形で実施できるのかも含めて検討が必要である。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケートの設問の中で、地域経済の活性化の設問があるが、事業者にとっては答えにくいと思うので、次回から削ってもよいと思われる。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者側はイメージしづらい設問だとは感じている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来年度、下請け業者の対象範囲と質問内容を検討し、実施する際は、元請け業者に対して下請け業者へこのような設問でアンケートを実施するというのを周知する必要がある。

	・次年度の審議会の中で、設問や実施方法について検討し、アンケートに反映する形で進めていきたい。
(5) 指定管理制度導入に向けた進捗状況について	
事務局	・指定管理導入に向け調整が完了し、3月議会で議案上程予定となっている。
委員	・今回の提示した条例や条例施行規則の改正内容が反映されることで、審議会で対象とした施設が公契約条例の対象として明記されるという解釈で良いか。
事務局	・その認識で間違いはない。